

「特定目的信託の社債的受益権」を活用した イスラム債（日本版スクーク）の取扱いについて

2011年10月

株式会社証券保管振替機構

はじめに

◆イスラム金融に関する税制措置等について

政策目的

アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。



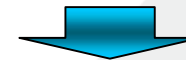
《現状》

- イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能。
- 主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、税制上の措置が講じられているが、我が国では、イスラム債の配当が課税対象となっているため、イスラム・マネーを呼び込むための、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られていない状況。



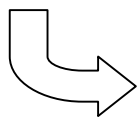
平成23年度税制改正大綱(主要ポイント)

海外投資家が受ける特定目的信託の社債的受益権の配当に係る源泉所得税を非課税とする等の措置を講じる。



▼2011年5月17日「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」成立(資産流動化法の改正)

▼同月25日 公布(公布日から6ヶ月以内に政令で定める日に施行される)



我が国におけるイスラム債発行のための法的枠組みの整備



イスラム債として活用が可能な「特定目的信託の社債的受益権」を利用することにより、我が国においてもイスラム・マネーを呼び込むことが可能に。

社債的受益権とは

「社債的受益権」とは、資産流動化法上の特定目的信託が発行する受益権で、実質的に社債と同視し得るもの。



イスラム投資家も投資可能な出資に相当



我が国では、「資産流動化法」上の「特定目的信託」が発行する「社債的受益権」を用いてイスラム債を組成することが可能に。

(参考)

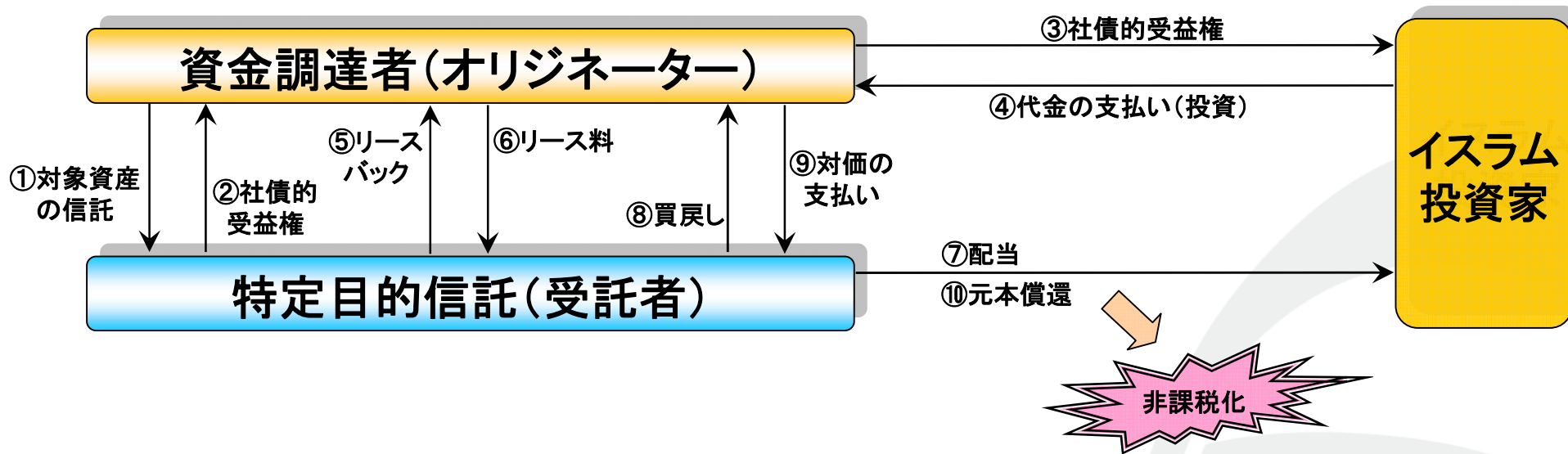
◆特定目的信託とは(資産流動化法2条13号)

「この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう」

◆社債的受益権とは(改正資産流動化法230条1項2号)

「信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額(あらかじめ定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるものを含む。)の分配を受ける種類の受益権」

社債的受益権の発行スキーム(概念図)



- ① 資金調達者は、特定目的信託に対し、信託契約に基づき、保有する対象資産(不動産等)を信託する。
- ② 特定目的信託は、社債的受益権を資金調達者に発行する。
- ③ 資金調達者は、投資家に対し、社債的受益権を販売する。
- ④ 投資家は、資金調達者に対し、社債的受益権の代金を支払う。
- ⑤ 資金調達者は、特定目的信託より、信託譲渡した資産のリースバックを受ける。
- ⑥ 資金調達者は、特定目的信託に対し、定期的にリース料を支払う。
- ⑦ 特定目的信託は、投資家に対し、⑥で受領したリース料を原資として社債的受益権に係る配当を行う。
- ⑧ 社債的受益権の償還時、資金調達者は特定目的信託から対象資産(信託財産)を買い戻す。
- ⑨ 資金調達者は、特定目的信託に対して対象資産の取得対価を支払う。
- ⑩ 特定目的信託は、投資家に対し、⑨で受領した対価を原資として社債的受益権の元本償還を行う。